

| | |
|-----------------------|----------------|
| 第1043号（平成29年12月25日発行） | 発行日 5日、15日、25日 |
| <h1>横浜市報</h1> | 発行所 |
| | 横浜市役所 |
| | 横浜市中区港町1丁目1番地 |

目 次

頁

[条例]

| | | |
|---|--|----|
| △ | 横浜市市庁舎商業施設の運営に関する条例【総務局管理課】 | 3 |
| △ | 横浜市生産緑地地区の区域の規模に関する条例【建築局都市計画課】 | 6 |
| △ | 横浜市立子安小学校プール使用料条例【教育委員会事務局学校支援・地域連携課】 | 7 |
| △ | 横浜市庁舎駐車場条例の一部を改正する条例【総務局管理課】 | 8 |
| △ | 横浜市一般職職員の分限に関する条例の一部を改正する条例【総務局人事課】 | 10 |
| △ | 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例【総務局労務課】 | 11 |
| △ | 横浜みどり税条例及び横浜市緑化地域に関する条例の一部を改正する条例【環境創造局政策課】 | 13 |
| △ | 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例【市民局市民活動支援課】 | 14 |
| △ | 横浜市地区センター条例の一部を改正する条例【市民局地域施設課】 | 15 |
| △ | 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例【こども青少年局総務課】 | 16 |
| △ | 横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例【こども青少年局こども施設整備課】 | 17 |
| △ | 横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の基準に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局医療安全課】 | 18 |
| △ | 横浜市公園条例の一部を改正する条例【環境創造局公園緑地管理課】 | 20 |
| △ | 横浜市営住宅条例の一部を改正する条例【建築局市営住宅課】 | 23 |
| △ | 横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例【道路局管理課】 | 25 |
| △ | 横浜市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例【道路局施設課】 | 31 |
| △ | 横浜市下水道条例の一部を改正する条例【道路局河川管理課】 | 35 |
| △ | 横浜市河川占用料条例の一部を改正する条例【道路局河川管理課】 | 38 |
| △ | 横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例【港湾局管財第一課】 | 41 |
| △ | 横浜市教育文化センター条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局総務課】 | 44 |
| △ | 横浜市学齢児童生徒就学奨励条例及び横浜市就学奨励対策審議会条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局学校支援・地域連携課】 | 46 |
| △ | 横浜市水道条例の一部を改正する条例【水道局経営企画課】 | 48 |

[規則]

| | | |
|---|--|----|
| △ | 横浜市寿町健康福祉交流センター条例施行規則【健康福祉局生活支援課】 | 49 |
| △ | 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則【総務局労務課】 | 55 |
| △ | 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局行政・情報マネジメント課】 | 59 |
| △ | 横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税制課】 | 62 |

[告示]

- △ 平成29年度横浜市一般会計補正予算（第5号）ほか1件の要領公表【財政局財政課】 71
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局障害企画課】 72

[公告]

- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】 75
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】 76
- △ 横浜市社会福祉センターの指定管理者の指定【健康福祉局地域支援課】 78
- △ 福祉保健研修交流センターウィリング横浜の指定管理者の指定【健康福祉局地域支援課】 79
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】 80
- △ 土地改良区の役員就退任の届出【環境創造局農政推進課】 81
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 83
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 84
- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】 85
- △ 建築基準法に基づく措置命令【建築局違反对策課】 86
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 87
- △ 同【建築局調整区域課】 88
- △ 同【建築局調整区域課】 89
- △ 同【建築局調整区域課】 90
- △ 同【建築局調整区域課】 91
- △ 同【建築局調整区域課】 92
- △ 同【建築局調整区域課】 93
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 94
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 95

[区公告]

- △ 自動車臨時運行許可番号標の失効【保土ヶ谷区総務課】 96

[医療局病院経営本部]

- △ 横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】 97
- △ 横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程の一部を改正する規程【人事課】 101

条例

横浜市市庁舎商業施設の運営に関する条例をここに公布する。
平成29年12月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第41号

横浜市市庁舎商業施設の運営に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市庁舎商業施設の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市庁舎商業施設 横浜市市庁舎（以下「市庁舎」という。）に併設する商業施設及びその附属施設をいう。

(2) 運営事業者 第4条第1項の規定による貸付け及び委託を受け、市庁舎商業施設を運営する事業者をいう。

(基本方針)

第3条 横浜市は、市庁舎商業施設の運営に当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) みなとみらい21地区、関内地区等の結節点に位置し、水辺にもつながる立地の特性を生かし、新たなにぎわいの創出及び都心臨海部全体の活性化に資すること。

(2) 横浜の歴史、文化等の特色を大切にし、横浜らしさを表す施設とすること。

(3) 市庁舎に併設するのにふさわしい施設とすること。

(4) 市庁舎及び市庁舎商業施設への来訪者、職員等の利便に資する施設とすること。

(5) 市の歳入の確保に配慮して運営すること。

(市庁舎商業施設の貸付け等)

第4条 市長は、前条に定める基本方針（以下「基本方針」という。）に基づいて運営するため、市庁舎商業施設について、各店舗を設ける者（以下「転借人」という。）に転貸することを目的として貸し付けるとともに、当該転貸に関連する業務を委託することができる。

2 前項の規定により市庁舎商業施設を貸し付ける場合の貸付料は、運営事業者が転借人との契約に基づき受領した貸付料、共益費その他これらに類するもの（保証金等の預り金を除く。）の総額とする。

3 市長は、運営事業者に対し、契約で定めるところにより、第1項の規定による委託に係る報酬等を支払うことができる。

4 市長は、市庁舎商業施設の運営の適正を期するため、運営事業者に対して、その運営の状況等に関し報告を求め、必要に応じて、実地について調査し、又は指示するものとする。

5 第1項の規定による貸付けは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第2項の条例による貸付けとする。

6 前各項に定めるもののほか、第1項の規定による貸付け及び委託に関し必要な事項は、市長が定める。

（運営事業者の選定）

第5条 市長は、運営事業者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 運営事業者になろうとする者は、事業計画書その他市長が指定する書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、基本方針を最も効果的に達成することができると認めたと者を運営事業者として選定する。

（横浜市市庁舎商業施設運営事業者選定評価委員会）

第6条 次に掲げる事項について調査審議するため、横浜市市庁舎商業施設運営事業者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）を置く。

(1) 運営事業者の選定に関すること。

(2) 運営事業者による市庁舎商業施設の運営に係る評価に関すること。

(3) その他市庁舎商業施設の運営に関し市長が必要と認める事項

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員7人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 市の事務所の位置に関する条例の一部を改正する条例（平成26年9月横浜市条例第55号）の施行の日までの間における第2条第1号の規定の適用については、同号中「横浜市市庁舎」とあるのは、「市の事務所の位置に関する条例の一部を改正する条例（平

成 26 年 9 月 横浜市 条例 第 55 号) の 施行 の 日 以 後 に 横 浜 市 市 庁 舎 と
な る 建 物 」 と す る 。